

ご注意ください

入れない・捨てない・拡げない「特定外来生物」

ナガエツルノゲイトウ



現在の場所ではないところに植えたり、移動させると外来生物法に違反します。法律では、栽培、保管、運搬、野外への放逐などの行為が禁止されています。違反した場合は、懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金（個人）、1億円以下の罰金（法人）が課せられます。



ナガエツルノゲイトウ

双子葉類 ヒユ科 ツルノゲイトウ属

原産地：南アメリカ

茎には「節」があり、そこから根や芽が出て増える。茎の長さは1mを超え、水面をマット状に広がる。茎や根の断片が靴の裏などにつき移動先で増えることがある。



イネに覆いかぶさり
収量、品質を低下
させる

水路や揚水ポンプなど
水利施設を詰まらせる

在来の水辺の植物の
生育環境を奪う

！ 増えるとこの様な悪影響がでます 注意



兵庫県東播磨地域では、 特定外来生物 ナガエツルノゲイトウ の駆除活動を行っています。



活動への参加方法など詳しい内容は

いなみ野ため池ミュージアム



見分け方（葉っぱのかたち）



小さな葉（陸上）



小さな葉（水面）



成長した大きな葉



柄がない葉が向かい合いで2枚出る

駆除する（とりのぞく）ときに気をつけること

※ 駆除作業は専門家指導の下、実施してください。



小さな断片でも節や根が残った場合、そこから新たな根と芽が出て成長します。必ず根はしっかり最後まで取り、小さな断片まで残さず回収袋に入れ、落としたりしないでください。
水路など下流に流すと生育地が広がります。



↑遮光シート

全てを引き抜くことはほぼ不可能なので、可能な範囲で除草した後、遮光率100%の遮光シートを隙間（ゴム製の利水シート）なく被せ、枯死するのを待ちます。

ナガエツルノゲイトウのような植物をみかけたら……

すぐに各市町・県民局担当までご連絡ください。

明石市（環境総務課）、加古川市（農林水産課）、高砂市（治水対策課）

稲美町（産業課）、播磨町（住民グループ）

東播磨県民局（地域振興室県民課）、いなみ野ため池ミュージアム運営協議会



やってはいけないこと



罰則
あり

ため池や川に
移動させてはダメ。



釣りのポイントを作るためなどの目的で、自分勝手に植物を植えると、ため池や川の環境が破壊されます。

服、くつ、道具、タイヤなどに茎や根がついていたら分布が拡がるのでダメ。
しっかり確認しましょう。
持ち出してはダメ。



田んぼで見つけても
すきこんではダメ。

耕耘すると爆発的に
増えます。



田んぼや畦畔に入ると
イネの生育不良や
草刈手間の増加につながります。